

平成23年3月23日  
製品評価技術基盤機構（NITE）  
認定センター

## MLAP 認定事業者の認定及び JCSS 登録事業者の登録の 有効期間の延長について

東北地方太平洋沖地震で被災された方々に、心からお見舞い申し上げます。

NITE 認定センターでは、計量法に基づき、特定計量証明事業者の認定（MLAP）及び校正事業者の登録（JCSS）を行っております。

今般、東北地方太平洋沖地震により被災された地域に「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（以下、特別措置法）が適用されたことを受け、対象地域に住所を有する MLAP 認定事業者及び JCSS 登録事業者におかれましては、下記のとおり認定や登録の有効期間が延長される特別措置が適用されることとなりましたのでお知らせいたします。

ご不明な点につきましては、下記問い合わせ先までご連絡くださるようお願いいたします。

### 記

#### 1. 特別措置法に基づき、有効期間が延長される事業者及び対象地域

##### 1. - 1 対象事業者と延長される有効期間

###### ○認定特定計量証明事業者（MLAP）

認定の有効期間を平成23年8月31日まで延長

###### ○登録事業者（JCSS）

登録の有効期間を平成23年8月31日まで延長

##### 1. - 2 対象地域

東北地方太平洋沖地震<sup>\*</sup>による災害に際し災害救助法の適用を受けた市町村（東京都区内の市町村を除く。）。

対象地域の詳細については、以下（厚生労働省HPへのリンク）をご参照ください。（平成23年3月23日現在では、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県並びに新潟県及び長野県のそれぞれの該当市町村となります。）

なお、対象地域以外の地域に住所を有する事業者であっても東北地方太平洋沖地震<sup>\*</sup>により被災された事業者には、特別措置法第3条第3項の規定による個別の

申し出があれば延長が認められます。

※長野県北部の地震を含む。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015dbd.html> (東北地方太平洋沖地震)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014i2h.html> (長野県北部の地震)

## 2. 問い合わせ先

(MLAP の連絡先)

認定センター環境認定課

担 当：岡澤、大高

電 話：03-3481-1633 (直通)

Mail : mlap@nite.go.jp

(JCSS の連絡先)

認定センター計量認定課

担 当：山崎、菊池

電 話：03-3481-8242 (直通)

Mail : jcass@nite.go.jp

以上

(修正履歴)

平成 23 年 3 月 25 日 記 1. - 2 の対象地域及びリンク先の記載を修正。